

長野労働局発表(31-62)
令和元年 11月 6日

長野労働局総務部
労働保険徴収室
室長 小林 みや子
室長補佐 中山 義明
電話: 026-223-0552
FAX: 026-223-6751

「令和元年台風第 19 号」で多大な被害を受けた地域での 労働保険料等の申告・納期限の延長などを行います

「令和元年台風第 19 号」の発生に伴い、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域を対象地域として指定して(以下「指定地域」)、労働保険料等の申告・納期限の延長を行います。

このため長野労働局(局長:中原正裕なかはらまさひろ)では、以下についてホームページ掲載するとともに関係団体へ通知しました。

1 労働保険料等の申告・納期限等の延長

- (1) 指定地域に所在地のある事業場の事業主と労働保険事務組合に対して、労働保険料等の申告・納期限の延長を行います。指定地域は別添リーフレットのとおりです。
- (2) 指定地域に所在地のある事業場の事業主と労働保険事務組合は、令和元年 10 月 12 日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続きや、納付についての期限が延長されます。
延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせします。

2 納付の猶予

指定地域外の地域にある事業主であっても、今回の台風による被害により財産に相当な損失を受けたときには、10 月 12 日以降に納期限が来る労働保険料等について、事業主の申請に基づき、原則として 1 年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。

* お問い合わせは、長野労働局労働保険徴収室(026-223-0552)又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの令和元年台風第19号を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような特例措置を行っております。

1. 申告・納期限の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、令和元年10月12日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての期限が延長されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含みます。)

【指定地域】

岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井ニツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

【要件】特にありません

※1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※2 手續が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手續を行っていただきますよう、お願ひいたします。

2. 納付の猶予

令和元年台風第19号により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、申請により、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。

※2 通常の手續に合わせて、猶予の申請が必要です。

※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。